



伊勢崎市告示第123号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を次のとおり変更するものとする。

平成23年10月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清



- 1 変更理由 多田山産業団地造成事業に伴い、町の区域を変更する必要を認めたため。

2 変更内容

町	地 番
赤堀今井町二丁目	662の26、662の29、662の30、663の16

上記区域を赤堀今井町一丁目に変更する。

変 更 理 由 書

多田山産業団地造成事業に伴い、区域内の区画、形状を改めた結果、町区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- 1 事業名 多田山産業団地造成事業
- 2 事業主体 群馬県企業局
- 3 事業年度 平成8年度～
- 4 事業規模 18.3ha（全体の32.4haのうち伊勢崎市分）